

### 地上式二級火薬庫定期自主検査検査表

| 火薬庫所有者                              |  | 検査実施日 | 年 月 日      |      |                          |
|-------------------------------------|--|-------|------------|------|--------------------------|
|                                     |  | 検査者   |            |      |                          |
| 火薬庫所在地                              |  | 検査火薬庫 | 爆薬庫 ・ 火工品庫 |      |                          |
| 許可年月日<br>許可番号                       |  | 最大貯蔵量 |            |      |                          |
| 保安責任者<br>免状番号                       |  |       |            |      |                          |
| 代理者<br>免状番号                         |  | 立会者   |            |      |                          |
|                                     |  | 同行者   |            |      |                          |
| 検査項目                                | 検査内容   |       |            | 結果   | 特記事項                     |
| 3-1 保安距離<br>(23)                    | 近接する保安物件名  |       | 法定距離       | 実際距離 | 事業用施設とは、規則第23条第7項の適用をいう。 |
|                                     | 第1種保安物件  |       | m          | m    |                          |
|                                     | 第2種保安物件  |       | m          | m    |                          |
|                                     | 第3種保安物件<br>(事業用施設)   | ( )   | m          | m    |                          |
|                                     | 第4種保安物件<br>(事業用施設)   | ( )   | m          | m    |                          |
|                                     | 規則第23条の3の適用の有無(土堤:4分の5以上の高さ)   |       |            |      |                          |
| 3-2 火薬庫の設置場所<br>(24-1)              | 設置場所は湿地でないこと。  |       |            | 適・否  |                          |
| 3-3 火薬庫の窓<br>(24-5)                 | ① 窓は地盤面から1.7m以上の高さであること。   |       |            | 適・否  | (設置してある場合)               |
|                                     | ② 数は火薬庫の大きさに応じ適当であること。   |       |            | 適・否  |                          |
|                                     | ③ 10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒がはめ込んであること。                                      |       |            | 適・否  |                          |
|                                     | ④ 窓の内方に、不透明ガラスを使用した引戸があること。  |       |            | 適・否  |                          |
|                                     | ⑤ 窓の外方に、外から開くことのできない防火扉があること。  |       |            | 適・否  |                          |
| 3-4 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面<br>(24-7) | ① 火薬庫の内面(壁, 床, 天井)はすべて板張りであること。  |       |            | 適・否  |                          |
|                                     | ② 火薬庫の床面に鉄類を表していないこと。  |       |            | 適・否  |                          |
| 3-5 火薬庫の暖房設備<br>(24-9)              | 暖房設備は、温水式以外のものを使用していないこと。  |       |            | 適・否  | (設置してある場合)               |
| 3-6 火薬庫の照明設備<br>(24-10)             | ① 防爆式の電燈であること。   |       |            | 適・否  | (設置してある場合)               |
|                                     | ② 配線は、金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等火薬庫内に表さないように配線していること。            |       |            | 適・否  |                          |
|                                     | ③ 自動遮断器又は開閉器は火薬庫外に設置してあること。  |       |            | 適・否  |                          |
| 3-7 防火設備及び警戒設備<br>(24-14)           | ① 火薬庫の境界に沿い、幅2m以上の防火用空地があること。  |       |            | 適・否  |                          |
|                                     | ② 境界付近に貯水槽を備えバケツを置くなど、防火設備があること。                                       |       |            | 適・否  |                          |
|                                     | ③ 境界には有刺鉄線等を張り、入口を施錠し、火薬庫の境界に「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等を書いた警戒札があること。          |       |            | 適・否  |                          |
| 3-8 点灯設備等<br>(24-15)                | 火薬庫の外部はできるだけ夜間点灯し、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ってあること。<br>(金網:8番線以上の太さで網目5cm以下) |       |            | 適・否  | 金網の太さ網目は「盗難防止設備基準」       |

| 検査項目                               | 検査内容   | 結果  | 特記事項           |
|------------------------------------|--|-----|----------------|
| 3-9 警鳴装置等<br>(24-16)               | ① 火薬庫には警鳴装置を設置してあること。<br>(見張所等を設置し、見張人を常時配置している場合を除く。)   | 適・否 | 「盗難防止設備<br>基準」 |
|                                    | ② 警鳴装置は、正常に作動すること。   | 適・否 |                |
|                                    | ③ 管理すべき者が常駐している場所の警鳴装置が作動すること。   | 適・否 |                |
|                                    | ④ その他警鳴装置の機能は適切であること。<br>・扉にドアスイッチがあること。<br>・有線式の場合、配線のどの部分を切っても警鳴装置が作動する構造であること。<br>・天井に警戒細線（又は振動装置）があること。<br>・内壁に警戒細線があること。(鉄筋コンクリートの場合を除く。)<br>・警鳴部は堅固な設備に収納し、かつ施錠してあること。<br>・警鳴装置の音量は、80ホン以上であること。 | 適・否 |                |
| 3-10 火薬庫の構造<br>(26-1-1)            | 平屋建の鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造であること。   | 適・否 |                |
| 3-11 火薬庫の入口の<br>扉 (26-1-1-2)       | ① 入口の扉は、二重扉であること。  | 適・否 |                |
|                                    | ② 扉は耐火扉で、厚さ2mm以上の鉄板製であること。   | 適・否 |                |
|                                    | ③ 内扉と外扉はそれぞれ施錠があり、外扉の錠は、南京錠又はえび錠以外の錠であること。   | 適・否 |                |
|                                    | ④ その他盗難防止の措置が講じてあること。<br>・内扉は木製であること。<br>・鉄扉をアングル等で補強してあること。<br>・鉄扉の蝶番は3箇所以上あること。<br>・蝶番側にロッド棒が上下2箇所以上取り付けられていること。<br>・その他扉枠の固定、目隠し等がしてあること。   | 適・否 |                |
| 3-12 火薬庫の小屋組<br>及び屋根<br>(26-1-1-3) | ① 小屋組は木造又は爆発の際軽量の飛散物となる建築材料を使用した造りであること。   | 適・否 |                |
|                                    | ② 屋根の外面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぐ構造であること。  | 適・否 |                |
| 3-13 避雷装置<br>(26-1-2)              | ① できるだけ避雷装置を設けてあること。   | 有・無 |                |
|                                    | ② 避雷装置は、別表dによる。  | 適・否 |                |
| 3-14 土堤 (26-1-3)                   | ① 火薬庫の周囲は、できるだけ土堤で囲んであること。   | 有・無 |                |
|                                    | ② 設置されている土堤は、別表aによる。   | 適・否 |                |
| 3-15 火薬庫の相互の<br>距離 (26-1-4)        | 他の二級火薬庫との間に土堤を設けていない場合、貯蔵量に応じて規定されている火薬庫相互間の距離が確保されていること。<br>(貯蔵量: トン), (規定の距離: m)   | 適・否 |                |
| (貯蔵上の取扱い)                          | ① 境界内に爆発、発火、燃焼しやすい物をたい積していないこと。  | 適・否 |                |
|                                    | ② 火薬類以外の物を貯蔵していないこと。   | 適・否 |                |
|                                    | ③ 床面は清掃されていること。  | 適・否 |                |
|                                    | ④ 爆薬庫には最高最低寒暖計が備えられていること。  | 適・否 |                |
|                                    | ⑤ 火薬類を収納した箱は、内壁から30cm以上隔て、高さは1.8m以下であること。  | 適・否 |                |
|                                    | ⑥ 製造後1年以上経過した火薬類がある場合、異常はないこと。   | 適・否 |                |
|                                    | ⑦ 帳簿は正確に記載し、在庫と一致すること。   | 適・否 |                |

注)規則第32条の特則承認を受けたものにあつては、その承認された基準による。